

タイのデュアルユース品目 輸出管理制度制定について

2012年6月19日火曜日

於 ウェスティングランデスクムビットホテル

貿易局
貿易対策室

大量破壊兵器不拡散に関する 国連安全保障理事会決議

- 決議UNSCR1540(2004)号はテロ行為の目的で、核兵器、化学兵器、生物兵器および送信機を製造、準備、占有、開発、輸送および使用することを禁ずるために国連加盟国は法律で実施するように定めている。また大量破壊兵器の拡散防止のために、デュアルユース品目の輸出、通過(Transit)、積み替え(Transshipment)および再輸出のための輸入(Re-export)を管理する制度の制定を定めている。
- 決議UNSCR1977(2011)号 決議UNSCR1540号の拘束力の期間を2021年まで延長するためのもの

デュアルユース品目とは何か

デュアルユース品目 (Dual-use Goods) とは
民生用および軍用双方に使える製品と
技術を意味する

デュアルユース品目の輸出管理

- 資材機器および技術が転用されテロリストに使用されるものとして製造されないよう管理、監督、取り締まりを行うこと。
とくにデュアルユース可能な技術や資材機器(Dual-use Goods)に焦点を当てる。それらは生命、財産、環境に甚大な被害を引き起こす大量破壊兵器の開発に使われる可能性があるからである。

輸出管理制度制定

- 2010年7月20日 政府はデュアルユース品目の輸出管理制度制定を担当する主な政府機関として商務省を認定
- 2010年9月9日 政府は商務大臣を委員長とするデュアルユース品目輸出運営委員会設置を承認

輸出管理制度制定（続き）

デュアルユース品目輸出運営委員会の構成

- 商務省
（貿易局、輸出促進局）
- 国防省
（軍事産業局）
- 科学技術省
（原子力平和利用事務局）
- 外務省
- 農業・協同組合省
- 安全保障事務局
- 保健省
（科学医療局）
- 財務省
（関税局）
- 工業省
（製造業局）
- 勅令委員会事務局
- 国立報道局

委員長：商務大臣

輸出管理制度制定（続き）

デュアルユース品目輸出運営委員会の職権

- デュアルユース品目の輸出、境界通過、積み替え、再輸出の管理政策を定める。
- タイのデュアルユース品目のリストを決定し、かつ輸出、境界通過、積み替えおよび再輸出の許可を検討する方向性、原則、方法および条件について定める。
- 委員会が必要と認めたことを実施するために顧問団、小委員会または作業部会を設置する。
- 関係する人材を招聘し、説明あるいは意見を求める。または関連する資料、根拠の提出を求める。

輸出管理制度制定（続き）

- デュアルユース品目輸出運営委員会は、デュアルユース品目リストおよび許可証発行手続き制定小委員会の設置を承認

輸出管理制度制定（続き）

デュアルユース品目リストおよび許可証発行手続き

制定小委員会の構成

- 貿易局
- 科学医療局
- 製造業局
- 関税局
- 軍事産業局
- 原子力平和利用事務局
- 農業研究局
- 輸出振興局
- 化学物質と生物学の有資格者
- 核兵器分野有資格者
- 機械および工業分野有資格者
- 電気電子分野有資格者

輸出管理制度制定（続き）

小委員会の職権

- タイのデュアルユース品目リスト作成
- 輸出、境界通過、積み替え、再輸出の許可証発行手続き制定
- 関係者を招聘し、説明ないし意見を述べてもらう。また、関連する資料や根拠を送付してもらうなど小委員会の職務推進に協力をあおぐ

輸出管理制度制定（続き）

- EU の輸出管理リスト(EU List)をタイの輸出管理リストのガイドラインとして使用する

- 理由
 - 輸出管理の世界的システムの4つ(NSG,AG,MTCR,& WA)に添付された貨物リストを含むリストであること
 - 効率的な輸出管理制度を有する国の多くが、EU List を自国の制度に取り入れている。

輸出管理制度制定（続き）

- EU Listは貨物のカテゴリーを10のグループに分けている

グループ0: 核物質 製造工場と機器

グループ2: 生産原料と機器

グループ4: コンピューター

グループ6: センサーとレーザー

グループ8: 水上輸送手段と機器

グループ1: 特殊な素材 および関連機器

グループ3: エレクトロニクス

グループ5: テレコミュニケーションシステムと
データの安全性

グループ7: 誘導と飛行システム

グループ9: 宇宙船とロケット操縦

その後の実施事項

小委員会の検討事項

- (1) タイにおけるデュアルユース品目リストの作成
- (2) 許可証発行制度の方針について検討

許可証発行制度制定の方針

- タイの輸出を妨げたり障害となってはならないこと
- 輸出のプロセスや手段が複雑で事業者にとって負担になるものであってはならない

事前準備

- 貿易局はアメリカおよび日本の輸出管理担当の政府機関と協力し、2007年以來、デュアルユース品目の輸出管理に関係のある民間部門に知識を広め理解を促すべく、セミナーを8回開催した。

関係機関により輸出管理を受けている貨物

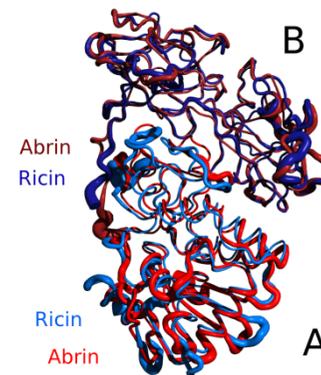
No.	管理する貨物	機関名	法律
1	武器戦闘資材とデュアルユース品目	国防省 (軍事産業局)	1952年武器弾薬戦闘資材の王国外輸出管理法 2009年武器弾薬戦闘資材の王国外輸出管理に ついて勅令(第2部)
2	化学物質	工業省(製造業局) 農業・協同組合省 (農業研究局)	1992年危険物法
3	動物由来病原菌と毒素	保健省 (科学医療局)	1982年動物由来病原菌および毒素法
4	熱源物質(ウランウム、トリウム)特殊核物質(プルトニウム、 ウランウム233、235)放射性物質すべて	科学技術省 (原子力平和利用事務局)	1961年原子力エネルギー平和利用法
5	輸出入、再輸出のための輸入、境界通過、積み替えを 監督管理かつ各機関より出される許可証を的確に使用 させる実施機関	財務省 (関税局)	1926年関税法
6	他の機関の監督管理下でないデュアルユース品目 (現在まだ管理が実施されていない)	商務省 (貿易局)	1979年貨物輸出入法

関係機関の管理下にあるデュアルユース品目の例

国防省

リシン(Ricin)トウゴマから作られる毒素

- 軍用
 - 生物兵器に使われる 臓器を破壊する
- 民生用
 - バイオディーゼル油製造
 - 植物の害虫駆除剤製造



関係機関の管理下にあるデュアルユース品目の例(続き)

工業省

シアン化カリウム(Potassium cyanide)

- 軍用

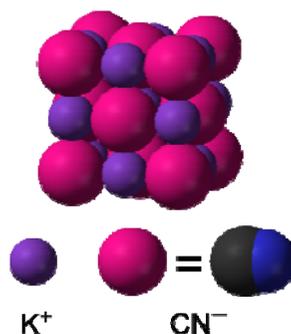
- 化学兵器製造

(気管を破壊 中枢神経に有毒)

- 民生用

- 金属の清掃

- 鉱石を削る



関係機関の管理下にあるデュアルユース品目の例(続き)

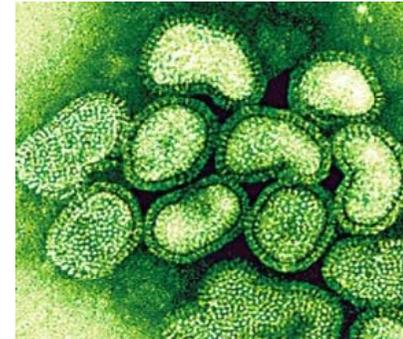
保健省

ウイルス(Virus) 天然痘やアントラックスなど

- 軍用

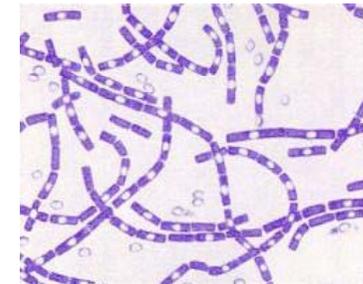
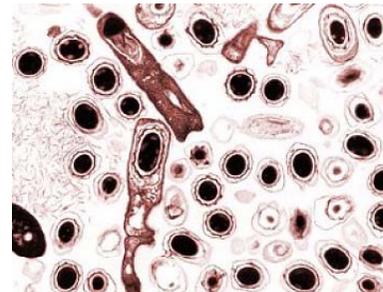
- 生物兵器製造

- (呼吸器系および神経系を破壊)



- 民生用

- 血清をつくる

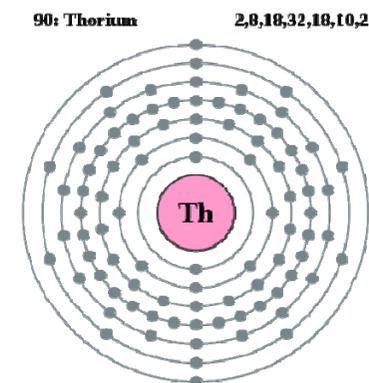


関係機関の管理下にあるデュアルユース品目の例(続き)

科学技術省

トリウム(Thorium)

- 軍用
 - 核兵器製造
- 民生用
 - ランプの芯製造
 - エレクトロニクス機器のタングステンワイヤーのコーティング



EUの管理リストにあるデュアルユース品目の例

現在タイにおいて管理されていない品目

ロボットないしエンドエフェクタ (Robots or End-Effectors)

- 軍用
 - 強力な爆発物や放射性物質の運搬
- 民生用
 - 塗装、金属の溶接、スプレー、フォーム注入など



EUの管理リストにあるデュアルユース品目の例

現在タイにおいて管理されていない品目(続き)

多層管(Multi-walled Piping)

- 軍用
 - 化学兵器製造工程のすべての段階における化学物質の運搬に使用
- 民生用
 - 石油化学工業と薬品工業での化学物質の運搬に使用



EUの管理リストにあるデュアルユース品目の例

現在タイにおいて管理されていない品目(続き)

マルエージング鋼(Mar-aging Steel)

- 軍用
 - ウラニウムの素材力強化
 - 駆動燃料タンク
- 民生用
 - 自転車の車体、ゴルフクラブ表面に使用
 - 車軸、歯車などの製造に使用



EUの管理リストにあるデュアルユース品目の例

現在タイにおいて管理されていない品目(続き)

炭素繊維(Carbon Fiber)

- 軍用

- ガス遠心機(Gas centrifuges)製造に使用
- ミサイル部品として使用

- 民生用

- 自動車製造業(レーシングカー)
- テニスラケット、ゴルフクラブなどのスポーツ用品製造業



EUの管理リストにあるデュアルユース品目の例

現在タイにおいて管理されていない品目(続き)

発酵槽(Fermenters)

- 軍用
 - 細菌および毒物の製造に使用
- 民生用
 - ワイン、ビールなどの食品製造業
 - 薬、ワクチン、バイオ殺虫剤および家畜飼料の添加物の製造



EUの管理リストにあるデュアルユース品目の例

現在タイにおいて管理されていない品目(続き)

加速度計(Accelerometers)

- 軍用
 - ミサイルナビゲーションシステムに使用
- 民生用
 - 自動車のエアバッグのコントロールに使用
 - 地震強度の検出に使用



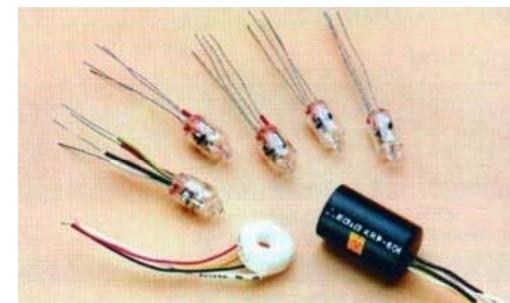
EUの管理リストにあるデュアルユース品目の例

現在タイにおいて管理されていない品目(続き)

スイッチ器具 (Switching Devices)

冷陰極管およびトリッガースパークギャップ (Triggered spark gap) など

- 軍用
 - 大量の電気エネルギーを急速にコンデンサーから爆発地点に送る
- 民生用
 - 強力なパルスサイクル用防止器具
 - 医療用結石溶解器具 (低電流)



EUの管理リストにあるデュアルユース品目の例

現在タイにおいて管理されていない品目(続き)

レーザー(Lasers)

レーザー、レーザーアンプリファイアーおよびオスレーター

- 軍用

- ウラニウムの素材力強化およびアイストープの分別

- 民生用

- 切断、溶接、標章の制作および穿孔、さらに

写真撮影やレーザー光線によるイベントにも使用できる



ご質問受付

貿易対策室

電話：02547 4840

ファクス：02547 4736

E-mail: btmdft@moc.go.th

貿易局

www.dft.go.th/exportcontrol

ありがとうございました